コロナ後に向けた地方創生・日本創造への提言

全国知事会令和4年7月

終息が見通せないコロナ禍の陰で、人口減少・少子高齢化は着実に進行している。 令和2年の出生数は、前年から2万4千人減少して戦後最低の84万人となり、同年 の合計特殊出生率は1.33となるなど、少子化に歯止めがかからない状況にある。東京 圏は令和3年まで26年連続の転入超過となり、新型コロナの影響で超過幅は縮小し ているものの大都市圏に人口が集中する傾向は依然として継続し、地方の人材不足は 深刻な問題であり続けている。

地方公共団体は、人口減少に歯止めをかけ、将来世代が暮らし続けられるまちを守るため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく法定のスキームの下、2次にわたり総合戦略を策定し、施策を総動員して地方創生の取り組みを進めてきた。

先般、政府は、地域活性化の新機軸として「デジタル田園都市国家構想基本方針」を策定し、実行に着手した。地域が抱える人口減少などの課題を、デジタルの力の活用によって解決する視点は重要であり、地方は国と足並みを揃えて積極的に取り組む所存である。

一方、「まち・ひと・しごと創生法」が目的とする「潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」及び「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進する「まち・ひと・しごと創生」は、その意義を失っていないばかりか、ますます重要性を増している。

デジタルを有力なツールとして活用しつつも、それのみを全ての処方箋と考えず、 リアルの世界で積み重ねてきたこれまでの努力や成果も力にして、地域がそれぞれの 実情に応じた施策を引き続き総動員して取り組むこと、そして、国はそのような政策 努力を柔軟に認め、包容力をもって地方を支援する姿勢が必要である。

加速する人口減少と長期化するコロナ禍など、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増している。加えて、デジタル化の進展により産業構造や社会システムが一変することで生じる新たな課題に直面する中、地方を創生し、新たな日本を創出するためには、施策の推進はもとより、個々の取り組みが立脚する地方制度の在り方にも目を向ける必要がある。

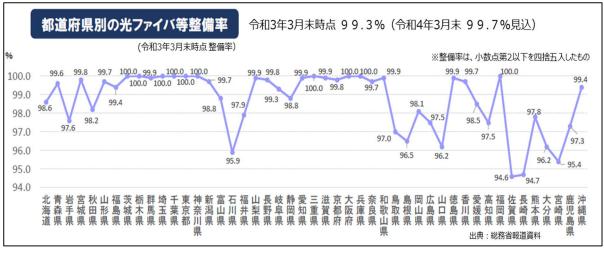
個別の法令や制度における対応にとどまらず、住民にとっての「最適解」を求める 視点に立ち、「国家構想」の名に見合う大局観をもって新しい社会の在り方を国と地方 がともに検討し、ビジョンを共有することが必要である。

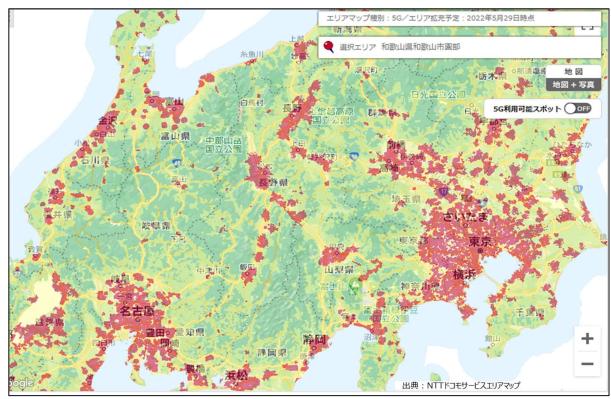
本提言は、コロナ後の地方創生において重視すべき事項をまとめたものであり、政府においては、国土形成計画の策定を控えていることも踏まえて、以下の諸点に留意の上、総合的に関連施策の立案・実施に移されるよう求める。

I デジタル田園都市国家構想の実現に向けて

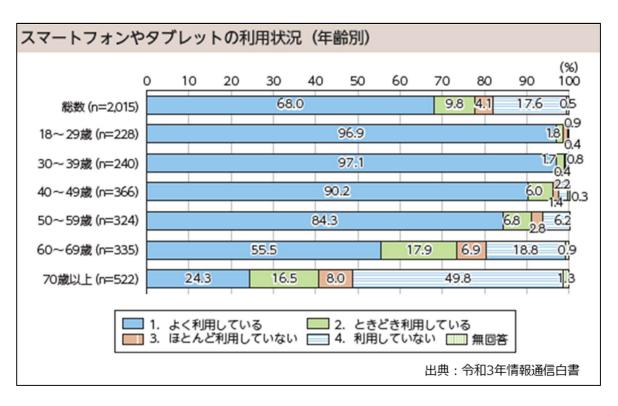
(デジタル田園都市国家構想 × 地方創生)

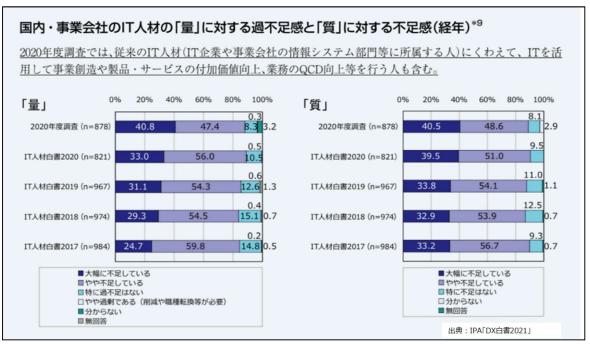
- デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会を目指し、地方から全国へとボトムアップの成長を図ろうとする国の基本方針は時宜に適ったものであり、国主導によるデジタル技術が最大限利活用される環境整備のもと、地方としても、直面する人口減少・少子高齢化等の重要課題に対処するための有力な手段として大いに期待し、積極的に取り組みを行っていくものである。
- ついては、中山間地域や離島等条件不利地域では光ファイバが未整備の地域が 残っていること、また、DX の基盤として期待される 5 G については都市部を中心 に整備が進められ、地域によって整備状況に差があることから、全ての国民や事 業者がデジタル化の恩恵を享受できるよう、まず前提となるデジタル基盤の整備 を十分な通信品質を確保した上で、地方部においても早期に進めること。



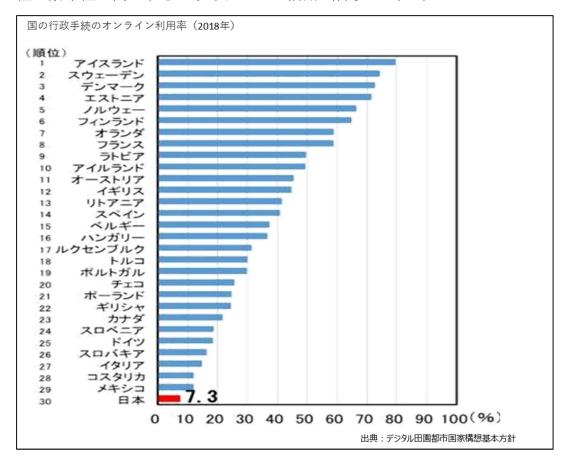


○ また、デジタル技術を使って生活やビジネスをどのように効率化や利便性向上 につなげていくのかについて、国民や事業者が自ら考え出せるレベルに達するこ とについても「誰一人取り残されない」デジタル社会の一つの形であることから、 高度なデジタル人材だけでなく、全ての国民や事業者のデジタルリテラシーが高 まるような教育・研修の実施を支援すること。

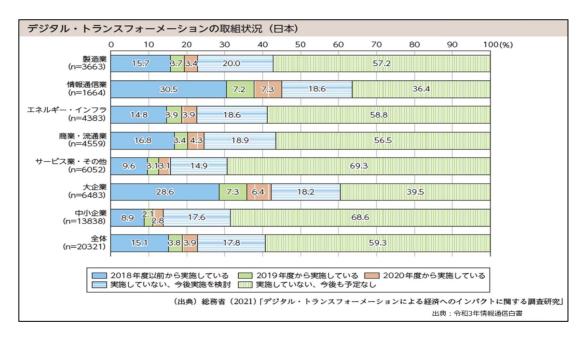




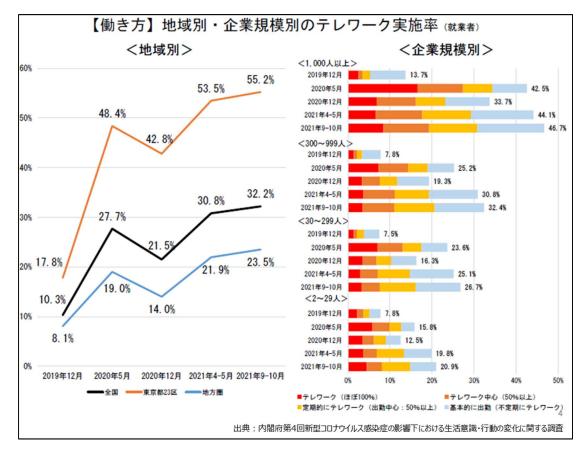
- 併せて、デジタル田園都市国家構想に基づく基本方針その他の政策の遂行に当たっては、総花的な展開ではなく、次に掲げる事項を一例とした、デジタルの力で地方創生の本来的な課題解決を加速させられる有望分野において重点的に進めること。
 - 国民や事業者の活動に欠かせない様々な行政手続がオンライン化され、利便性・効率性が向上するようなデジタル活用(行政 DX など)



● 地域の産業が、地方で暮らし続ける上で魅力的な「しごと」を提供する場として成長を遂げられるようなデジタル活用(産業 DX など)



● 多様な暮らし方・働き方を後押しし、地方への新たな「ひと」の流れを加速するようなデジタル活用(テレワーク、二拠点居住など)



● 大都市圏と地方の地域格差を解消し、高い満足度のもと安心して暮らし続けられる「まち」を創出するようなデジタル活用(自動運転、MaaS、遠隔医療など)

(デジタルのみにとらわれない包括的支援)

○ 地方創生を必要とする根底には、人口減少・少子高齢化により中長期的に地方 の活力が減衰して持続可能性を失い、地域の集合体である国全体も衰退の危機に 直面するという深刻な問題がある。

このため、法律に基づき、国・地方が足並みを揃え総力を挙げて取り組んできたが、息の長い取り組みが欠かせない課題であるため、施策の継続性を重視し、ここまで積み上げてきた地方の努力の成果、蓄積が国の政策転換によって損なわれることのないよう特に留意すること。

○ 地方創生にとって「デジタル」は一つの手段であって、デジタルにより課題が すべて解決するわけではない。効率性が追求されることにより、画一化、コミュ ニケーションや創発の場の不足という懸念もある。

地方はこれまで、対面における人と人の触れあいが不可欠な施策など、それぞれが直面する現実に即して、デジタル以外の方法も含めあらゆる工夫を凝らして着実に取り組みを進めてきたものであり、こうした施策はデジタル実装の進捗にかかわらず継続・拡充を図ること。

○ デジタル化の推進に併せて考慮すべきは、生身で感じる「快適さ」「安らぎ」「創造性を刺激する環境」など、人の QOL (クオリティ・オブ・ライフ) 全般に関わる、効率性では測ることのできないその土地ならではのリアルな価値である。

地方の高いQOLを含め、地域の資源を生かしたLX(ローカル・トランスフォーメーション)の実現に向けて、これまでの地方の取り組みが発展的に生かされ、デジタルを新たな力としてリアルな価値が高まり、地方が持続可能な地域となっていくよう、国は、真に必要なデジタル化を進め、地方が挑戦の場となるよう包括的に地方を支援する姿勢を堅持すること。

(安定的な地方創生関連予算の確保・充実)

- これまで地方が進めてきた「まち・ひと・しごと」をはじめとした地方創生の 課題解決の取り組みが無駄になることのないよう、デジタルのみにとらわれない 包括的な支援が必要であり、「まち・ひと・しごと創生事業費」及び「地域デジタ ル社会推進費」を拡充し、地方交付税等、恒常的な一般財源を確保すること。 また、デジタル田園都市国家構想交付金をはじめとする地方創生関連予算につ いても大幅に拡充・継続するとともに、社会実装だけでなく先例のない実証的な 取り組みへの支援も含め、要件緩和や交付対象拡大など地方の実情を踏まえた運 用の弾力化を図ること。
- 「移住支援金制度」の更なる活用促進に向け、支援金の対象者である東京 23 区 に在住・通勤する者への周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地域の実情も踏まえ、更なる制度の拡充や要件の緩和、運用の弾力化等を検討すること。